

235. 登記

令和2年 (1) 商業登記

単位：件

	合名会社	合資会社		株式会社	特例有限会社	合同会社
総数	10	38	総数	8,782	2,195	629
設立（組織変更、種類変更含む）	1	-	設立（組織・商号・種類変更含む）	777	-	255
設立（合併、会社分割）	-	-	設立（合併、会社分割）	6	-	1
支店の設置、本店又は支店の移転	1	3	支店の設置、本店又は支店の移転	713	176	92
登記事項の変更			登記事項の変更			
目的、商号、社員に関する変更	4	18	目的、商号変更	655	194	53
その他	-	-	資本金増加、減少（合併、会社分割含む）	178	24	21
解散（組織・種類変更、合併含む）	2	8	新株予約権の発行	2	-	-
清算人に関する登記	2	6	社員、役員等（取締役会・監査役等含む）に関する変更	4,910	1,060	137
清算の終了	-	3	その他	408	29	3
会社の継続	-	-	役員等の職務執行停止等に関する登記	1	-	-
無効、取消	-	-	解散（組織・商号・種類変更、合併含む）	233	229	23
破産又は民事再生に関する登記	-	-	清算に関する登記（清算人、特別清算）	258	213	19
登記事項の消滅・廃止、更生、抹消	-	-	清算の終了	203	192	22
その他	-	-	会社の継続	15	-	-
			無効、不存在、取消	-	1	-
			破産又は民事再生に関する登記	74	50	1
			会社更生に関する登記	-	-	-
			登記事項の消滅・廃止、更生、抹消	349	27	2
			その他	-	-	-

注1 平成18年商法改正により、有限会社は原則株式会社となり、一部が、特例有限会社として存続している。また、合同会社が新設された。

2 商業登記のうち、外国会社、商号、未成年者及び後見人、支配人の登記は(3)その他の登記に計上。

令和2年 (2) 不動産登記

	土 地		建 物	
	件 数	個 数	件 数	個 数
総数	144,402	360,397	32,258	80,710
表示の登記	34,472	69,158	14,521	14,766
権利の登記	109,930	291,239	17,737	65,944
所有権の保存	7,112	7,828	7,899	8,257
相続その他一般承継による所有権の移転	26,041	90,875	1,570	9,870
売買による所有権の移転	19,506	36,611	1,662	6,316
抵当権（根抵当権を含む）の設定	11,036	23,098	3,069	11,903
登記名義人の氏名等の変更・更正	11,599	24,939	1,118	4,368
その他	34,636	107,888	2,419	25,230

令和2年 (3) その他の登記

	件 数	個 数		件 数	個 数
総数	3,961	214	夫婦財産契約の登記	-	-
立木の登記	8	29	一般社団法人、一般財団法人の登記	529	-
船舶の登記	35	35	農業・水産業・中小企業等協同組合の登記	962	-
工場財団、その他の財団の登記	59	147	宗教法人・その他の法人の登記	2,306	-
農業用動産の抵当権の登記	3	3	商号の登記	5	-
建設機械の登記	-	-	支配人の登記	14	-
鉱害賠償の登録	-	-	その他	40	-

資料 法務省「登記統計」

236. 刑法犯認知・検挙状況

令和2年

	認知件数	検 挙 件 数			自署管内発生 事件で他署が 検挙した件数	検挙人員
		総 数	自署管内 発生事件	他署管内 発生事件		
総 数	8,560	3,591	2,755	836	777	1,863
1. 凶 悪 犯	44	47	46	1	1	51
殺 人	12	11	11	-	-	18
殺 人	11	10	10	-	-	16
嬰 児 殺	-	-	-	-	-	-
組 織 的 殺 人	-	-	-	-	-	-
組 織 的 嬰 児 殺	-	-	-	-	-	-
殺 人 予 備	-	-	-	-	-	-
自 殺 関 与 ・ 同 意 殺 人	1	1	1	-	-	2
強 盗	10	14	13	1	1	13
強 盗 殺 人	-	-	-	-	-	-
強 盗 傷 人	6	8	7	1	1	6
強 盗 ・ 強 制 性 交 等	-	-	-	-	-	-
強 盗 ・ 準 強 盗	4	6	6	-	-	7
放 火	7	6	6	-	-	4
強 制 性 交 等	15	16	16	-	-	16
2. 粗 暴 犯	432	360	355	5	5	357
凶 器 準 備 集 合	-	-	-	-	-	-
暴 行	197	178	177	1	1	172
傷 害	189	147	145	2	2	154
うち) 傷 害 致 死	1	1	1	-	-	1
脅 迫	27	21	21	-	-	16
恐 喝	19	14	12	2	2	15
3. 窃 盗 犯	6,106	2,486	1,793	693	665	1,059
侵 入 窃 盗	957	549	375	174	253	69
乗 り 物 盗	1,475	138	96	42	50	66
非 侵 入 窃 盗	3,674	1,799	1,322	477	362	924
4. 知 能 犯	421	299	192	107	75	141
詐 欺	373	255	154	101	70	108
横 領	29	29	29	-	-	21
うち) 業 務 上 横 領	16	14	14	-	-	9

資料 警察本部「犯罪統計書」

236. 刑法犯認知・検挙状況(続)

令和2年

	認知件数	検 挙 件 数			自署管内発生 事件で他署が 検挙した件数	検挙人員
		総 数	自署管内 発生事件	他署管内 発生事件		
偽 造	18	14	8	6	5	11
通貨偽造	1	-	-	-	-	-
文書偽造	16	14	8	6	5	11
支払用カード偽造	-	-	-	-	-	-
有価証券偽造	1	-	-	-	-	-
印章偽造	-	-	-	-	-	-
汚 職	-	-	-	-	-	-
うち)贈 賄	-	-	-	-	-	-
あっせん利得処罰法	-	-	-	-	-	-
背 任	1	1	1	-	-	1
5.風 俗 犯	64	55	54	1	1	43
賭 博	-	-	-	-	-	-
普通賭博	-	-	-	-	-	-
常習賭博	-	-	-	-	-	-
賭博開帳等	-	-	-	-	-	-
わ い せ つ	64	55	54	1	1	43
強制わいせつ	27	24	24	-	-	19
公然わいせつ	29	25	25	-	-	19
わいせつ物頒布等	8	6	5	1	1	5
6.その他の刑法犯	1,493	344	315	29	30	212
占有離脱物横領	75	69	67	2	5	66
危険運転致死傷	-	-	-	-	-	-
過失傷害	2	6	6	-	-	6
過失致死	1	1	1	-	-	1
業務上等過失致死傷	5	5	5	-	-	5
内 乱	-	-	-	-	-	-
外 患	-	-	-	-	-	-
国 交	-	-	-	-	-	-
公務執行妨害	19	15	15	-	-	19
逃 走	-	-	-	-	-	-
犯人蔵匿証拠隠滅	4	4	4	-	-	6
騒 乱	-	-	-	-	-	-
失 火	-	-	-	-	-	-

資料 警察本部「犯罪統計書」

236. 刑法犯認知・検挙状況(続)

令和2年

	認知件数	検 挙 件 数			自署管内発生 事件で他署が 検挙した件数	検挙人員
		総 数	自署管内 発生事件	他署管内 発生事件		
激発物破裂・ガス漏出	-	-	-	-	-	-
出水・水利妨害	-	-	-	-	-	-
往来妨害	1	-	-	-	-	-
住居侵入	213	84	69	15	20	36
秘密侵害	-	-	-	-	-	-
あへん煙吸食所持	-	-	-	-	-	-
飲料水汚染	-	-	-	-	-	-
偽証	-	-	-	-	-	-
虚偽告訴	-	-	-	-	-	-
淫行勧誘・重婚	-	-	-	-	-	-
富くじ	-	-	-	-	-	-
礼拝所不敬	3	1	1	-	-	-
墮胎	-	-	-	-	-	-
遺棄	-	-	-	-	-	-
逮捕監禁	1	1	1	-	-	4
略取誘拐・人身売買	-	-	-	-	-	-
名誉毀損	17	14	14	-	-	10
信用毀損・威力業務妨害	12	5	5	-	-	6
不動産侵奪	-	-	-	-	-	-
盗品等	17	9	8	1	5	6
文書等毀棄	1	-	-	-	-	-
建造物等損壊	16	2	2	-	-	3
境界毀損	1	1	1	-	-	1
器物損壊等	1,103	118	114	4	-	41
不正指令電磁的記録	-	-	-	-	-	-
暴力行為等処罰法	-	-	-	-	-	2
決闘罪ニ関スル件	-	-	-	-	-	-
爆発物取締罰則	-	-	-	-	-	-
航空機強取等処罰法	-	-	-	-	-	-
火炎びん使用処罰法	-	-	-	-	-	-
航空危険行為処罰法	-	-	-	-	-	-
人質強要行為処罰法	-	-	-	-	-	-
毒物混入等防止等法	-	-	-	-	-	-
サリン等被害防止法	-	-	-	-	-	-
組織的犯罪処罰等法律	2	9	2	7	-	-
公衆等資金提供等処罰法	-	-	-	-	-	-

資料 警察本部「犯罪統計書」

237. 民事・行政事件件数

(1) 地方裁判所 津地方裁判所管内総数

令和2年

	新 受	既 済	未 済
民事・行政総数	6,801	6,950	3,580
民事総数	6,770	6,920	3,560
通 常 訴 訟	1,357	1,282	1,161
人 事 訴 訟	-	-	-
手 形 ・ 小 切 手 訴 訟	2	1	1
控 審 ( 訴 訟 )	47	44	26
再 審 ( 訴 訟 )	2	2	-
控 訴 提 起	97	105	5
飛 躍 上 告 受 理 申 立 て	-	-	-
飛 躍 上 告 提 起	-	-	-
上 告 提 起	11	13	1
抗 告	1	1	-
再 審 ( 抗 告 )	-	-	-
抗 告 提 起	22	21	1
民 事 非 訟	19	17	2
商 事 非 訟 ( 特 別 清 算 )	2	3	2
商 事 非 訟 ( そ の 他 )	21	23	3
借 地 非 訟	1	-	1
配 偶 者 暴 力 等 に 関 する 保 護 命 令	25	24	1
労 働 審 判 令	31	33	2
保 全 命 令	84	84	4
( う ち 仮 処 分 )	35	37	2
配 当 等 手 続	991	979	239
強 制 執 行 ( 不 動 産 )	71	75	40
強 制 執 行 ( 債 権 )	1,718	1,793	1,325
担 保 権 の 実 行 と し て の 競 売 等 ( 不 動 産 )	183	259	169
担 保 権 の 実 行 と し て の 競 売 等 ( 債 権 )	17	14	37
財 産 開 示	43	33	12
破 産	776	913	242
再 生	-	2	2
小 規 模 個 人 再 生	168	185	59
給 与 所 得 者 等 再 生	6	7	2
会 社 更 生	-	-	-
承 認 援 助	-	-	-
船 舶 所 有 者 等 責 任 制 限	-	-	-
油 濁 損 害 賠 償 責 任 制 限	-	-	-
簡 易 確 定 料	-	-	-
過 共 助	501	475	76
仲 介 係	21	19	3
人 身 保 護	-	-	-
人 身 保 護	1	2	-
雑	421	387	130
調 停	82	82	7
行政総数	31	30	20
第 一 審 訴 訟	14	15	17
再 審 ( 訴 訟 )	-	-	-
控 訴 提 起	10	10	-
飛 躍 上 告 受 理 申 立 て	-	-	-
飛 躍 上 告 提 起 ・ 上 告 提 起	-	-	-
再 審 ( 抗 告 )	-	-	-
抗 告 提 起	1	-	1
共 助	-	-	-
雑	6	5	2

注 令和2年から民事事件に新しく1項目が加わったが、原資料に掲載が行われていないため本表でも掲載していない。そのため、民事内訳合計と民事総数は一致しない。

資料 最高裁判所事務総局「司法統計年報」

237. 民事・行政事件件数 ( 続 )

(2) 簡易裁判所 津地方裁判所管内総数

令和2年

	新 受	既 済	未 済
民事・行政総数	6,350	6,484	638
民事総数	6,350	6,484	638
通 常 訴 訟	1,529	1,615	416
手 形 ・ 小 切 手 訴 訟	1	-	1
少 額 訴 訟	83	71	31
少 額 訴 訟 判 決 に 対 す る 異 議 申 立 て	-	-	-
再 審 ( 訴 訟 )	-	-	-
控 訴 提 起	49	49	3
少 額 異 議 判 決 に 対 す る 特 別 上 告 提 起	-	-	-
飛 躍 上 告 提 起	-	-	-
再 審 ( 抗 告 )	-	-	-
抗 告 提 起	2	2	-
借 地 非 訟	-	-	-
和 解	18	23	1
督 促	2,220	2,211	18
公 示 催 告	5	7	3
保 全 命 令	12	12	-
( うち 仮 処 分 )	5	5	-
少 額 訴 訟 債 権 執 行	1	1	3
過 料 助	1,127	1,188	56
共 助	-	-	-
雑	977	963	22
調 停	326	342	84
行政総数	-	-	-
共 助	-	-	-
雑	-	-	-

238. 家事事件新受、既済、未済件数

津家庭裁判所 管内総数

	30			31 (令和元)			2		
	新 受	既 済	未 済	新 受	既 済	未 済	新 受	既 済	未 済
総数	15,421	15,390	1,629	15,524	15,471	1,681	16,079	16,188	1,572
家事審判事件 総数	12,901	12,977	597	12,912	12,957	552	13,583	13,487	648
別表第一審判事件	12,656	12,762	489	12,663	12,714	438	13,264	13,203	499
別表第二審判事件	245	215	108	249	243	114	319	284	149
家事調停事件 総数	1,927	1,830	871	2,033	1,923	980	1,837	2,052	765
別表第二調停事件	1,108	1,083	520	1,204	1,096	626	1,121	1,242	505
別表第二以外の調停事件	819	747	351	829	827	354	716	810	260
訴訟事件 総数	108	104	119	101	113	107	117	114	110
人事訴訟事件	106	100	117	101	112	106	113	111	108
通常訴訟事件	2	4	2	-	1	1	4	3	2
家事抗告提起事件	39	37	4	60	58	6	52	51	7
民事控訴提起等事件	2	4	-	10	10	-	16	15	1
再審事件	-	-	-	-	-	-	1	-	1
保全命令事件	5	5	-	7	7	-	1	1	-
家事共助事件	105	97	15	92	97	10	121	120	11
家事雑事件	334	336	23	309	306	26	351	348	29

注 民事控訴提起等事件には、飛躍上告受理申立事件及び飛躍上告提起事件を計上している。

資料 最高裁判所事務総局「司法統計年報」

239. 家事審判・調停事件新受件数

津家庭裁判所管内総数

	平成30年	31 (令和元)	2
審判事件総数	12,901	12,912	13,583
別表第一審判事件総数	12,656	12,663	13,264
後見開始の審判及びその取消し(別一1等)	321	256	331
保佐開始の審判・取消しなど(別一17等)	122	128	113
補助開始の審判・取消しなど(別一36等)	53	23	45
後見人等の選任(別一3等)	124	101	104
うち成年後見人の選任(別一3)	68	45	52
うち成年後見監督人の選任(別一6)	24	16	12
うち保佐人の選任(別一22)	9	8	10
うち保佐監督人の選任(別一26)	6	4	3
うち補助人の選任(別一41)	1	2	4
うち補助監督人の選任(別一45)	1	-	-
うち未成年後見人の選任(別一71)	13	26	23
うち未成年後見監督人の選任(別一74)	2	-	-
離縁後の未成年後見人の選任(別一70)	-	-	-
後見人等の辞任(別一4等)	92	61	86
後見人等の解任(別一5等)	4	2	2
うち職権によるもの	3	1	2
後見人の財産目録の作成の期間の伸長(別一9等)	-	1	-
後見人等の権限行使についての定め及びその取消し(別一10等)	44	40	39
居住用不動産の処分についての許可(別一11等)	66	55	64
特別代理人の選任(利益相反行為)(別一12等)	176	148	146
郵便物等の配達の嘱託(別一12の2)	23	5	12
郵便物等の配達の嘱託取消等(別一12の2)	-	-	-
うち職権によるもの	-	-	-
後見人等に対する報酬の付与(別一13等)	1,708	1,802	1,891
後見等監督処分(別一14等)	3,179	3,112	3,225
うち職権によるもの	3,175	3,110	3,219
第三者が子等に与えた財産の管理者選任等(別一15等)	-	-	-
後見終了に伴う管理計算の期間の伸長(別一16等)	-	-	2
成年被後見人死亡後の事務(別一16の2)	21	13	37
臨時保佐人等の選任(利益相反行為)(別一25等)	2	4	1
不在者の財産の管理に関する処分(別一55)	78	87	81
失踪の宣告及びその取消し(別一56等)	22	17	28
夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(別一58)	-	-	-
特別代理人の選任(嫡出否認)(別一59)	-	-	-
子の氏の変更についての許可(別一60)	2,189	2,218	2,168
養子をするについての許可(別一61)	13	22	18
離縁をするについての許可(別一62)	41	48	35
特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分(別一63等)	10	10	12

資料 最高裁判所事務総局「司法統計年報」

239. 家事審判・調停事件新受件数(続)

	平成30年	31 (令和元)	2
うち離縁に関する処分(別一64)	-	-	-
親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判及びその取り消し(別一67等)	-	4	-
うち親権喪失の審判(別一67)	-	-	-
うち親権停止の審判(別一67)	-	4	-
うち管理権喪失の審判(別一67)	-	-	-
親権・管理権の辞任・回復(別一69)	-	-	2
扶養義務の設定及びその取消し(別一84等)	-	1	-
推定相続人の廃除及びその取消し(別一86等)	3	7	4
推定相続人廃除等に伴う遺産の管理に関する処分(別一88)	-	-	-
相続の承認又は放棄の期間の伸長(別一89)	119	116	134
相続財産の保存又は管理に関する処分(別一90)	10	7	6
相続の限定承認又は放棄の取消し(別一91)	2	-	1
相続の限定承認の申述受理(別一92)	15	14	10
鑑定人の選任(別一93等)	2	-	2
相続の放棄の申述の受理(別一95)	3,274	3,468	3,676
相続財産の分離に関する処分(別一96)	-	-	-
相続財産管理に関する処分(財産分離)(別一97)	-	-	-
相続財産管理人選任等(相続人不分明)(別一99)	349	303	433
特別縁故者への相続財産の分与(別一101)	21	9	13
遺言の確認(別一102)	-	3	1
遺言書の検認(別一103)	203	205	202
遺言執行者の選任(別一104)	25	42	35
遺言執行者に対する報酬の付与(別一105)	9	10	9
遺言執行者の解任及び辞任(別一106等)	-	2	-
遺言の取消し(別一108)	-	-	-
遺留分の放棄についての許可(別一110)	6	8	6
任意後見契約に関する法律関係(別一111等)	37	33	28
うち任意後見監督人の選任(別一111等)	4	5	6
うち任意後見監督処分(別一115)	14	13	12
うち任意後見監督人の辞任(別一116)	-	-	-
うち任意後見人等の解任(別一117等)	-	-	-
うち任意後見監督人に対する報酬の付与(別一119)	19	15	9
戸籍法による氏の変更についての許可(別一122)	184	164	162
戸籍法による名の変更についての許可(別一122)	78	78	73
就籍についての許可(別一123)	-	2	-
戸籍の訂正についての許可(別一124)	10	4	8
戸籍事件についての処分に対する不服(別一125)	-	1	-
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項の事件(別一126)	12	12	6
児童福祉法28条1項の事件(別一127)	2	5	5
児童福祉法28条2項の事件(別一128)	6	2	4

資料 最高裁判所事務総局「司法統計年報」

239. 家事審判・調停事件新受件数(続)

	平成30年	31(令和元)	2
引き続きの一時保護の承認(別一128の2)	1	2	2
児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認(別一128の3)	-	-	-
生活保護法30条3項の事件(別一129)	-	-	-
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律23条の2第2項の事件(別一130)	-	4	-
破産法61条の事件(別一131等)	-	-	-
破産法238条の事件(別一133)	-	1	-
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律8条1項の事件(別一134)	-	3	2
<b>別表第二審判事件総数</b>	<b>245</b>	<b>249</b>	<b>319</b>
夫婦の同居・協力扶助(別二1)	1	-	1
婚姻費用の分担(別二2)	44	62	64
子の監護者の指定その他の処分(別二3)	130	99	160
うち監護者の指定	25	16	32
うち養育費請求	40	33	58
うち面会交流	34	32	32
うち子の引渡し	28	18	36
財産の分与に関する処分(別二4)	2	5	3
祭祀の承継者の指定(別二5等)	2	1	4
離縁後の親権者の指定(別二7)	-	-	-
親権者の指定又は変更(別二8)	23	20	16
扶養に関する処分(別二9等)	1	-	4
遺産の分割に関する処分など(別二12等)	22	30	26
寄与分を定める処分(別二14)	6	6	9
特別の寄与に関する処分(別二15)	-	-	-
請求すべき按分割合に関する処分(別二16)	14	26	32
生活保護法77条2項の事件(別二17)	-	-	-
<b>調停事件総数</b>	<b>1,927</b>	<b>2,033</b>	<b>1,837</b>
<b>別表第二調停事件総数</b>	<b>1,108</b>	<b>1,204</b>	<b>1,121</b>
夫婦の同居・協力扶助(別二1)	-	-	2
婚姻費用の分担(別二2)	329	330	297
子の監護者の指定その他の処分(別二3)	457	540	481
うち監護者の指定	21	25	24
うち養育費請求	258	298	289
うち面会交流	158	194	154
うち子の引渡し	16	23	14
財産の分与に関する処分(別二4)	28	25	27
祭祀の承継者の指定(別二5等)	2	2	3
離縁後の親権者の指定(別二7)	-	-	-
親権者の指定又は変更(別二8)	94	91	93
扶養に関する処分(別二9等)	4	4	6
遺産の分割に関する処分など(別二12等)	167	198	190

資料 最高裁判所事務総局「司法統計年報」

239. 家事審判・調停事件新受件数(続)

	平成30年	31 (令和元)	2
寄与分を定める処分(別二14)	7	1	10
特別の寄与に関する処分(別二15)	-	-	-
請求すべき按分割合に関する処分(別二16)	20	13	12
生活保護法77条2項の事件(別二17)	-	-	-
<b>別表第二以外調停件数</b>	<b>819</b>	<b>829</b>	<b>716</b>
婚姻中の夫婦間の事件	663	671	547
婚姻外の男女間の事件	3	2	1
離婚その他男女関係解消に基づく慰謝料	10	9	8
親族間の紛争	33	29	25
合意に相当する審判事項	32	41	59
うち協議離婚無効・取消し	3	5	1
うち認知	17	30	42
うち嫡出否認	3	3	8
うち親子関係不存在確認	4	2	6
離縁	15	21	21
その他	63	56	55

資料 最高裁判所事務総局「司法統計年報」

240. 刑事事件人員数

地方裁判所・簡易裁判所 津地方裁判所管内総数

	30			31 (令和元)			2		
	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員
訴訟事件(略式事件を除く)	922	905	256	1,062	993	325	1,146	1,161	310
略式事件	3,461	3,475	27	2,806	2,801	32	2,431	2,424	39
訴訟事件以外の事件	5,935	5,935	12	5,912	5,908	16	6,841	6,843	14
道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件(略式)	2,379	2,380	9	1,818	1,816	11	1,544	1,546	9

資料 最高裁判所事務総局「司法統計年報」

241. 少年保護事件人員数

津家庭裁判所 (1) 新受, 既済, 未済状況

	平成30年			31 (令和元)			2		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
総数	839	873	108	710	711	107	583	590	100
一般保護事件	582	599	82	507	501	88	417	428	77
道路交通保護事件	257	274	26	203	210	19	166	162	23

資料 最高裁判所事務総局「司法統計年報」

241. 少年保護

令和2年 (2) 少年保護事件の既済状況

	総 数	検察官へ送致			保護処分			少 年 総 数
		総 数	刑事処分 相当	年齢超過	総 数	保護観察	児童自立支 援施設又は 児童養護施 設へ送致	
総 数	590	89	71	18	147	121	1	25
一般保護事件 (過失致死傷、業務上(重)過失致 死傷及び危険運転致死傷を除く)	304	5	2	3	79	57	1	21
一般保護事件 (過失致死傷、業務上(重)過失致 死傷及び危険運転致死傷)	124	13	4	9	13	13	-	-
道路交通保護事件	162	71	65	6	55	51	-	4

242. 被疑事件の受理、既済

令和2年

	受 理								
	総 数	旧 受	新 受						再 起
			計	通 常 受 理			他の検察庁 から	家庭裁判所 から	
				計	検 察 官 認知・直受	司法警察員 から			
津 地 検 管 内	6,983	71	6,912	6,044	30	6,014	839	16	13
地 検	3,283	62	3,221	2,916	30	2,886	283	16	6
本 庁	1,642	46	1,596	1,478	25	1,453	104	13	1
松 阪	195	4	191	168	1	167	23	-	-
伊 賀	145	4	141	123	-	123	18	-	-
四 日 市	911	2	909	810	3	807	94	3	2
伊 勢	269	4	265	225	1	224	38	-	2
熊 野	121	2	119	112	-	112	6	-	1
区 検	3,700	9	3,691	3,128	-	3,128	556	-	7
津	908	-	908	762	-	762	143	-	3
鈴 鹿	331	1	330	282	-	282	47	-	1
松 阪	279	-	279	228	-	228	51	-	-
伊 賀	273	5	268	205	-	205	62	-	1
四 日 市	920	-	920	801	-	801	118	-	1
桑 名	431	1	430	389	-	389	40	-	1
伊 勢	458	2	456	401	-	401	55	-	-
熊 野	56	-	56	38	-	38	18	-	-
尾 鷲	44	-	44	22	-	22	22	-	-

注 既済の数と未済の数の合計が受理の「総数」に符合しないものがある。それは、「受理」及び「未済」については事件を受理した時の、「既済」については事件の処理が既済となった時の被疑者の罪名が道路交通法等違反であるものをそれぞれ除外していることによるものである。

事 件 人 員 数 ( 続 )

年 院 へ 送 致			知事又は児童相談所長へ送致			不 処 分	審判不開始	移送・回付	従たる事件	総数のうち 簡易送致 事件
第1種	第2種	第3種	総数	強制	非強制					
24	-	1	1	-	1	43	224	25	61	57
20	-	1	1	-	1	26	127	12	54	...
-	-	-	-	-	-	8	81	9	-	...
4	-	-	-	-	-	9	16	4	7	...

資料 最高裁判所事務総局「司法統計年報」

及 び 未 済 の 人 員 —道路交通法等違反被疑事件を除く—

総 数	既							済			未 済
	起 訴			不 起 訴				中 止	他 の 検 察 庁 に 送 致	家 庭 裁 判 所 に 送 致	
	計	公判請求	略式命令 請求	計	起訴猶予	嫌疑不十分	その他				
6,825	2,021	1,134	887	3,606	3,139	400	67	6	824	368	158
3,139	1,125	1,125	-	910	634	225	51	3	733	368	146
1,562	626	626	-	383	257	98	28	1	293	259	83
197	74	74	-	69	48	20	1	-	54	-	-
144	37	37	-	51	40	9	2	-	56	-	-
865	293	293	-	273	189	74	10	1	194	104	45
254	62	62	-	102	76	18	8	1	89	-	14
117	33	33	-	32	24	6	2	-	47	5	4
3,686	896	9	887	2,696	2,505	175	16	3	91	-	12
905	241	5	236	646	597	43	6	1	17	-	3
328	85	-	85	231	229	2	-	-	12	-	3
279	72	4	68	203	185	15	3	-	4	-	-
273	78	-	78	188	169	17	2	1	6	-	-
915	202	-	202	687	643	42	2	-	26	-	3
428	70	-	70	343	303	39	1	-	15	-	3
458	104	-	104	346	329	15	2	1	7	-	-
56	22	-	22	33	31	2	-	-	1	-	-
44	22	-	22	19	19	-	-	-	3	-	-

資料 法務省「検察統計年報」